



教体第50号  
令和8年（2026年）4月13日

公益財団法人熊本県スポーツ協会  
会長 甲斐 隆博 様

熊本県教育長

「熊本県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する改革方針」の  
策定について（依頼）

このことについて、令和7年（2025年）12月に文部科学省が策定した「部活動改革  
及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本県の子供たちが  
将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる環境を確保するた  
めの基本的な考え方を示すものとして、別添のとおり「熊本県における部活動改革及び地域ク  
ラブ活動の推進等に関する改革方針」を策定しました。

つきましては、本改革方針の趣旨を御理解の上、部活動の地域展開に向けた御協力をいた  
だくとともに貴協会加盟団体への周知をお願いします。

なお、本改革方針については、下記のとおり熊本県教育委員会のホームページに掲載する  
ことを申し添えます。

記

- ・熊本県教育委員会ホームページアドレス

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/list434.html>

- ・熊本県教育委員会ホームページ二次元コード



【担当】

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課  
部活動改革推進班：有働

TEL：096-333-2722

E-mail:udo-h@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する改革方針  
～子供が主役となる部活動の地域展開に向けて～

熊本県教育委員会

令和8年（2026年）4月

## はじめに

令和4年12月、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」と位置付け、本県においても部活動改革を進めてきた。

そして、令和7年12月、文部科学省は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」を策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動地域展開等の全国的な実施を推進することとした。

そこで、本県においても、今回の国のガイドラインを踏まえつつ、地域の実情に応じた部活動改革をさらに進めることが求められている。

本改革方針は、市町村や関係団体等と連携しながら、熊本市を除く公立中学校（義務教育学校後期課程を含む）において子供たちの活動機会の確保と持続可能な地域クラブ活動の推進を図るため、本県の部活動改革の取組をさらに進めるに当たっての基本的な考え方等を示すものである。

なお、ここに記載のないことについては、国のガイドラインに準ずることとする。

## 1 本県の現状及び課題

本県では、令和5年度から3年間の「改革推進期間」において、国の実証事業に参加する市町村は年々増加し、令和7年度は21市町村で事業が実施された。また、南関町と大津町では、令和6年度から2年間、国から重点地域の指定を受け、多様なスポーツ体験機会の提供や、大学生・アスリート等の人材活用、動画コンテンツ等の活用にも取り組んできた。

そして、これまでの「改革推進期間」の3年間においては、ほぼ全ての市町村で検討組織が設置されるなど、地域の実情に応じた取組が進められており、休日の地域展開等に向けて着実に前進している。すでに休日の地域展開を完了した市町村もあり、平日にも着手している市町村、種目等もある等、一定の成果が確認されている。

一方、これまで実施した市町村調査によると、課題として最も多いのは「指導者の確保」であり、次いで「財政的支援」、「会費等の取扱い」といった財政面の課題が続いている。これらの課題解決の進捗状況は市町村によって異なり、引き続き地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められている。

また、小学校においては、平成27年度から平成30年度にかけて運動部活動が社会体育へ移行した一方で、文化部活動については、現在も一定数学校部活動として存在している。部活動改革の趣旨を踏まえ、小学校の文化部活動についても、中学校の部活動改革と併せて進めていく必要がある。

## **2 本県の改革方針の基本的な考え方**

熊本市を除く公立中学校（義務教育学校後期課程を含む）を主な対象とする本県の部活動改革及び地域クラブ活動の推進に当たっては、国のガイドライン並びに本県の現状及び課題を踏まえつつ、本改革の主役である子供たちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を地域全体で確保していくことが重要と考える。

本県としては、学校と地域がそれぞれの役割を適切に担い、地域の実情に応じた持続可能な活動体制を構築するとともに、子供たち一人ひとりが主役となる取組を市町村が主体となって進められるよう、関係団体等（県スポーツ協会、県文化協会、県中学校体育連盟、各分野の文化芸術団体、県スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、大学等）と連携しながら、きめ細かな支援や調整を行い、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の充実を図るものとする。

なお、小学校の文化部活動においても、本改革方針の内容に準じて、取組を進めることとする。

## **3 本県の改革方針**

### **(1) 県及び市町村の役割**

#### **① 県の役割**

県は、市町村が主体的に部活動改革及び地域クラブ活動の推進に取り組めるよう、必要な情報提供、関係機関との調整、財政的支援の活用促進等を通じて、地域クラブ活動の円滑な実施に向けた環境整備を支援する。

特に大きな課題である「指導者の確保」については、県で設置している「熊本県地域クラブサポーターバンク」の運用改善を進めるとともに、多様な人材の発掘、研修による育成、マッチング等について、市町村のニーズを踏まえながらきめ細かな支援の充実を図る。

また、県は、市町村間の進捗状況や地域の実情を踏まえ、必要に応じて個別支援や広域的な調整を行い、本改革の着実な推進を後押しする。

なお、県立中学校の部活動改革については、県が学校所在地自治体及び生徒居住地自治体との連携を図りながら、市町村立中学校と同様に地域展開を進める。

#### **② 市町村の役割**

市町村は、検討組織等を中心に、活動体制の整備、指導者の確保、財政面の課題への対応等について、関係部局・団体等と連携しながら地域の実情に応じた取組を進めるとともに、子供たちへのアンケート調査やワークショップを実施するなどして子供たちの多様なニーズに応じた取組を進める。

また、学校と地域がそれぞれの役割を適切に担い、地域全体で子供たちの活動機会を確保

できるよう、持続可能な体制の構築を図る。

同様に、小学校の文化部活動についても取組を進める。

## (2) 改革の方向性

### ① 改革期間

令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」とし、令和8年度から令和10年度までの3年間で「前期」、令和11年度から令和13年度までの3年間で「後期」とする。

なお、「前期」終了時に、「中間評価」を実施し、必要に応じて本改革方針の見直しを行う。

### ② 取組方針

#### 【休日】

休日の改革は、令和13年度末までに、全ての市町村において地域展開の完了を目指す。

また、現時点で休日の改革に着手していない市町村においても、令和10年度末までに確実に地域展開等に着手できるようにする。

なお、「地域展開等に着手」とは、部活動指導員の活用や協議会等の検討組織を設置するだけでなく、以下の取組を示す。

- ・ 子供たちのニーズや実態の把握
- ・ 推進計画の策定（改革の方針・完了までの具体的なスケジュールの明確化）
- ・ 指導者・活動場所・移手段・資金等の確保に向けた具体的な準備

#### 【平日】

平日の改革は、準備が整った地域、学校、種目から順次、地域展開を進める。

なお、平日の改革については、今後、国が行う、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を参考にしながら、地域の実情に応じて進めることとする。

## 4 進捗状況の点検・改善

本改革方針に基づく取組については、県及び市町村において、その進捗状況を定期的に点検し、必要に応じて施策の見直しや改善を行うものとする。

県においては、県内の取組状況を総合的に検討する場を設置し、地域クラブ活動の実施状況や指導者確保、財政面の課題等に関する情報を共有しつつ、取組の方向性や支援の在り方について適宜検討を行う。

また、国のガイドラインや社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な活動環境の構築に向けて必要な改善を図るものとする。